

愛媛県松山圏域地域医療ビジョン調整会議設置要綱

(設置)

第1条 松山圏域の適切な医療提供体制を確保することを目的に、松山圏域における地域医療ビジョンの策定及び実現に向けて関係者が協議及び調整等を行うため、愛媛県松山圏域地域医療ビジョン調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 調整会議では、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

- (1) 地域医療ビジョンの策定及び実現に関する事項
- (2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 医療計画に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員23人以内で組織し、委員は、圏域内の次に掲げる者のうちから、愛媛県中予地方局長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 郡市医師会の代表者
 - (2) 郡市歯科医師会の代表者
 - (3) 薬剤師会の代表者
 - (4) 看護関係者の代表者
 - (5) 介護関係者の代表者
 - (6) 医療機関の代表者
 - (7) 保険者の代表者
 - (8) 市町の代表者
 - (9) 保健所の代表者
 - (10) その他議長が必要と認めた者
- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要に応じ、一部の委員を選任して特定課題の検討を行わせるほか、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局は、愛媛県中予保健所企画課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、愛媛県中予地方局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。